

第3回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

平成25年5月30日
持ち回り開催

[次第]

平成25年度における行政事業レビュー公開プロセスの実施について

[資料]

平成25年度における行政事業レビュー公開プロセスの実施について
(案)【取扱注意】

[参考資料]

- 1 総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領（平成25年5月22日総官会第1007号の2）
- 2 行政事業レビュー実施上の留意点について（平成25年5月28日内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）

平成 25 年度における行政事業レビュー公開プロセスの実施について（案）

平成 25 年度における行政事業レビュー公開プロセスは、「総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領」（⇒参考資料 1）及び「行政事業レビュー実施上の留意点について」（⇒参考資料 2）によるほか、下記により実施することとする。

記

1. 開催日

平成 25 年 6 月 14 日（金）

2. 開催場所

総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎 2 号館 11 階）

3. 対象事業及び担当割

別紙 1 のとおり。

4. 外部有識者（敬称略）

① 総務省行政事業レビュー外部有識者会合構成員のうち、以下の者。

有 川 博 日本大学総合科学研究所教授

北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

楠 茂 樹 上智大学法学部准教授

関 口 智 立教大学経済学部准教授

② 行政改革推進会議有識者

内閣官房行政改革推進本部事務局において選定する 3 名（調整中）。

※個別の事業ごとに、上記①及び②からそれぞれ 3 人（合計 6 人）を選出。

5. 事前勉強会の進め方

別紙 2 のとおり。

【別紙 1】

行政事業レビュー公開プロセス「対象事業及び担当割」

通番	時間	事業名	平成 24 年 度予算額 (単位：百万円)	総務省が選定する外部有識者 (◎はとりまとめ役。)				備考
				有川先生	北大路先生	楠先生	関口先生	
1	13:00 ～ 14:00	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発	950	—	◎	○	○	「行政改革推進会議の意見を踏まえて行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者」(3 名)については、現在、内閣官房行政改革推進本部事務局にいて選定作業を進めており、具体的な指名等については、6 月 5 日(水)に同事務局から総務省あてに通知される見込み。
2	14:10 ～ 15:10	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営	1, 179	○	◎	—	○	
3	15:20 ～ 16:20	消防庁所管情報システムの最適化に要する経費	253	○	◎	○	—	

時間配分は次のとおり。一事業当たり 60 分で実施。議論の終了後、10 分間の休憩の後、次の事業の議論を開始。

- ① 事業の概要の説明【5 分】⇒事業所管部局から説明。
- ② 論点の説明【2 分】⇒論点を円滑にする観点から、事務局から説明。
- ③ 議論及び質疑応答並びにコメントシートの記入【45 分】⇒「熟議型」の議論を期待。議論を踏まえ、各有識者においてコメントを記入。
- ④ 評価結果及びコメント案の発表【3 分】⇒とりまとめ役から案を発表。
- ⑤ とりまとめコメントに関する議論と最終結果の公表【5 分】⇒コメント案を有識者で議論した後、最終結果をとりまとめ役から公表。

【別紙 2】

行政事業レビュー公開プロセス「事前勉強会の進め方」

1. 日時：平成 25 年 6 月 6 日（木）12 時 30 分から（有川先生については、6 月 7 日（金）16 時から対応）
2. 場所：総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎 2 号館 11 階）ほか
3. 時間割：次のとおり。

通番	時間	事業名	有川先生	北大路先生	楠先生	関口先生
1 ※	12:30 ～ 13:30	消防庁所管情報システムの最適化に要する経費	（ 6 月 7 日（金） 17:00～18:00 ）	○	○	—
2	13:30 ～ 14:30	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発	—	○	○	○
【休憩】 14:30～14:40						
3	14:40 ～ 15:40	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営	（ 6 月 7 日（金） 16:00～17:00 ）	○	—	○

4. 時間配：は次のとおり（一事業当たり 60 分で実施）。

- ① 事業の概要の説明【10 分】
- ② 議論及び質疑応答【50 分】

※ 「消防庁所管情報システムの最適化に要する経費」については、消防庁システムに係る現地視察を含めて実施（所要は説明＋視察を含めて 1 時間程度。）

5. その他：6 月 6 日及び 7 日の両日とも、「行政改革推進会議の意見を踏まえて行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者」がそれぞれ 1 名ずつ出席される予定。もう 1 名に対する「事前勉強会」は、6 月 12 日（水）の 14 時から実施する方向で調整中。

総官会第 1007 号の2
平成 25 年 5 月 22 日

総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領

(対象事業の選定)

第1条

総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成 25 年 4 月 26 日総官会第 866 号の 2)第 1 条で規定する組織。以下「チーム」という。)は、「総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領」(平成 25 年 5 月 22 日総官会第 1007 号。以下、「外部有識者による点検実施要領」という。)第3条で選定した外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業候補として選定することとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)

オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

2 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。

3 チームは、公開プロセス対象事業の数を総務省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。

4 第1項を踏まえて選定した公開プロセスの対象事業候補については、内閣官房行政改革推進本部事務局との調整を得て、公開プロセスの対象事業として確定することとする。

(外部有識者の選定方法)

第2条

公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、チームが3名を選定し、行政改

革推進本部事務局が3名を選定する。チームが、外部有識者からとりまとめ役を指名する。

- 2 チームが選定する有識者は、外部有識者による点検実施要領第1条で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

(事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等)

第3条

チームは、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(公開プロセスの進め方)

第4条

公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。

- 2 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- 3 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に総務省のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」の3つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

ア 事業全体の抜本的改善:上位の政策、施策に照らして事業を実施する必要性が認められない場合や、事業全体として資金が効率的に使われていない又は効果が薄いなど、廃止も含めた事業の在り方の抜本的な改善が必要と判断される場合等

イ 事業内容の改善:資金が効率的に使われていない又は効果が薄いメニューが含まれているなど事業内容を見直す必要がある場合等

ウ 現状通り:特段見直す点が認められない場合等

- 5 とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等

を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることであり、それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢とすることを基本とするが、票数の分布等に鑑みてそれが適当でない場合には、一致した評価結果を示さず、票数の分布を紹介することとして差支えない。

とりまとめコメントは、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性を簡潔に説明するものとする。外部有識者の意見が一致しない場合には、複数のコメントを併記することとして差支えないが、その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにするものとする。

6 チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(結果の取扱い)

第5条

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

(雑則)

第6条

この要領に定めるもののほか、公開プロセスの実施に関して必要な事項はチームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年5月22日から施行する。

事務連絡
平成 25 年 5 月 28 日

各府省庁行政事業レビュー担当官殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

行政事業レビュー公開プロセス実施上の留意点について

平素から行政改革推進本部の運営について御協力いただき、厚く感謝申し上げます。

行政事業レビュー公開プロセスについて、各府省におかれては、「行政事業レビュー実施要領」の 5 に掲げる規定のほか、踏まえていただきたい留意点について下記のとおり連絡いたします。

なお、追加すべき留意点があれば、随時ご連絡いたします。

記

1 公開プロセス前の準備

(1) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

- ① 事前勉強会等において、外部有識者に対し、事業の実態及び内容の問題点等の情報を提供しておくこと。特に、公開プロセス対象事業が属する政策・施策の中でその事業がどのような位置づけにあるのかなどが外部有識者にもわかるよう、政策評価書等も活用すること。

また、質疑・議論の時間を無駄にしないよう、事業所管部局はデータの整理等を十分に行っておくこと。

- ② 限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出していくためには、事前に論点を限定（最大 3 つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で共有されている必要がある。このため、論点の案を、事前勉強会の際に配布するとともに、外部有識者の問題意識やコメント等を踏まえて修正した上で、公開プロセス前日までに外部有識者に送付しておくこと。また、当該論点は公開プロセス当日までにホームページに公表するとともに、公開プロセスの場で配布すること。

(2) 外部有識者への対応

- ① 公開プロセスの実施に当たっては、国民の目に見える行政を進めるため、透明性の確保が重要であることから、行政改革推進本部事務局においては、事務局選定の外部有識者に対し、関係法人・業者等利害関係者からの内々の働きかけがある可能性があることを注意喚起し、仮に事案が発生した場合には、事務局へ速やかに連絡するようお願いをする予定である。

各府省においては、以上の趣旨を踏まえ、各府省選定の外部有識者に対し、適宜注意喚起を行っていただくようお願いしたい。

- ② 外部有識者から資料の提供等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応する

こと。また、他の外部有識者にも当該資料等を共有するため、そのような要請があった場合には行政改革推進本部事務局に情報提供をすること。

2 公開プロセスの具体的な進め方（別紙「公開プロセスの進め方のイメージ」参照）

(1) 質疑・議論の時間

質疑・議論の時間は、基本的には1コマ（1事業）1時間程度で設定すること。ただし、事業規模や見込まれる議論の内容を踏まえて各府省において適宜の時間の設定をして差支えない。

なお、インターネット中継の実施を踏まえ、事前に各コマのタイムテーブルを設定し、ホームページ等において公表すること。

(2) 事業の概要等の説明

- ① 担当部局からの事業の説明は簡潔に行い、長くても5分程度とすること。
- ② 行政事業レビューシートに即して説明することを基本とし、添付資料は補足資料として使用すること。
- ③ 説明者は、インターネット視聴者にも分かるように、資料のどの部分について説明を行っているのか明確にしながら説明を行うこと。

(3) 質疑・議論

- ① 進行役である各府省の行政事業レビュー推進チームの統括責任者又は副統括責任者は、議論に入る前に、外部有識者に対し、議論すべき個別の論点（1の(1)の②で整理された論点）を明確に提示すること。
- ② 進行役は、次の点に留意して質疑・議論の進行を行うこと。
 - ・ 個別の論点ごとの議論が深まるよう、議論は一問一答形式で進むよう心がけ、当該論点について深掘りができるような質問が続くよう進行を行うこと。
 - ・ 外部有識者の質問に説明者が十分答えていない場合には、再度回答を求め、議論がかみ合うようにすること。
 - ・ 議事の公正な進行に努めること。公開プロセスは外部有識者の意見を取りまとめる場であり、質疑・議論の中で進行役自らが意見を述べることは差し控えること。また、特定の外部有識者が多く発言をすることのないよう、外部有識者に対しバランスよく質問・議論を促すこと。

(4) コメントシートの記入と結果の公表

コメントシートには、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」、「現状通り」等の選択肢を準備するとともに、外部有識者が、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性等の内容についてコメントを書くことができるよう欄を設けること。

(5) とりまとめ

- ① とりまとめ役の外部有識者は、選択肢の票数の分布、各外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案

を提示すること。また、提示した評価結果及びとりまとめコメントの案について、他の外部有識者から意見を求めること。

- ② とりまとめ役は、外部有識者から出された意見を踏まえ、必要に応じ、評価結果及びとりまとめコメント案について修正を加え、最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表すること。
- ③ 評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢とすることを基本とするが、票数の分布等に鑑みてそれが適当でない場合には、一致した評価結果を示さず、票数の分布を紹介することとして差し支えない。
- ④ とりまとめコメントに関し外部有識者の意見が一致しない場合には、複数のコメントを併記することとして差し支えないが、その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにすること。

(6) 評価結果及びとりまとめコメントの公表

- ① 公開プロセス結果の公表に当たっては、評価結果及びとりまとめコメントのほか、コメントシートに記載された外部有識者のコメントをできる限り類型ごとに整理した上で公表すること。
- ② 評価結果、とりまとめコメント及び外部有識者のコメントについては、極力当日中に HP 上で公表する等速報性に十分配慮した工夫を行うこと。
- ③ 公開プロセスの結果については、対象事業のレビューシートにおいて、評価結果、とりまとめコメント及び外部有識者のコメントを、外部有識者の所見として、所定の欄に記入すること。

3 その他

- ① インターネット視聴者が、公開プロセスの議論を十分に理解できるよう、当日に外部有識者に配布する資料（参考資料等）は、事前に各府省のホームページに公表すること。
- ② 公開プロセスの終了後も引き続き国民への説明責任と透明性を確保するため、公開プロセスの議事録を公表すること。
- ③ 各府省においては、行政事業レビューについて国民への浸透を図り、一層実効あるものとするため、各府省の政務による記者会見などでの公開プロセスの実施に関する情報発信や、各府省ホームページのトップページへの掲載等、積極的な広報活動を行うこと。

以上

公開プロセスの進め方のイメージ

<基本的な議論の流れ>

事業所管部局による事業説明（最大5分程度）

- ・ 事業所管部局より、レビューシート及び補足資料に基づき、当該事業の要点を説明。

進行役による事業選定の視点及び論点提示（2分程度）

- ・ 進行役より、当該事業を取り上げた視点と、議論すべき論点を説明。

質疑・議論（コメントシートへの記入時間と併せて40分～45分程度）

- ・ 外部有識者から事業所管部局への質問等を通じ、無駄の削減の観点のみならず、より効果の高い事業に見直すとの観点から議論を実施。

外部有識者によるコメントシートへの記入

- ・ 質疑・議論の終了予定時間の10分程度前を目安に、進行役より、外部有識者に対して、コメントシートへの記載を促すアナウンスを実施。
- ・ 外部有識者は、コメントシートに記載された評価の選択肢からいずれかを選択するとともに、コメント欄に、評価の具体的や内容やその理由、改善を検討すべきポイントや事業見直しの方向性、特記事項を簡潔に記載（議論しながらの記入も可。）。

とりまとめ役による評決結果及びとりまとめコメント案の発表（3分程度）

- ・ 各外部有識者のコメントシートを行政事業レビュー推進チーム事務局が集計。
- ・ とりまとめ役は、票数の分布及びコメントシートに記載された主なコメントを読み上げた上で、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示。

とりまとめコメントに関する議論及びとりまとめ役による最終結果の公表（5分～10分程度）

- ・ とりまとめ役が提示した評価結果及びとりまとめコメントの案に基づき、外部有識者間で議論を実施。
- ・ とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表。
外部有識者の意見が一致しない場合は、一致した評価結果及びとりまとめコメントを示さず、票数の紹介及び複数のコメントを併記することも可。